

鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月21日（火）第3368号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) (危機管理防災課取扱い) 1

訓 令

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第1号

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年11月21日

鹿児島県国民保護対策本部長
鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県国民保護対策本部規程（平成18年鹿児島県国民保護対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年鹿児島県条例第16号」の次に「。次条第3項において「条例」という。」を加える。

第2条第1項中「知事公室並びに」を削る。

別表第1知事公室対策部の項を削り、同表総務対策部の項中

「

人事班	人事課長
-----	------

」を

「

秘書班	秘書課長
人事班	人事課長

」に改め、同表企画対策部の項中

「

企画班	企画課長
世界文化遺産班	世界文化遺産課長

」を

「

企画班	企画課長
-----	------

」に改め、同項の次に次のように加える。

PR・観光戦略対策部	PR・観光戦略部長	かごしまPR班	かごしまPR課長
		広報班	広報課長
		観光班	観光課長
		国際交流班	国際交流課長
		世界文化遺産班	世界文化遺産課長

別表第1観光交流対策部の項を削り、同表土木対策部の項の次に次のように加える。

国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長	総務企画班	総務企画課長
		競技式典班	競技式典課長
		施設調整班	施設調整課長

別表第2中

「

政策調整班	政策調整監又は主幹のうちか	知事公室対策部に関する事項の
-------	---------------	----------------

」

人事班	ら班長が指名する者 課長補佐，主幹又は係長のうちから班長が指名する者	連絡 総務対策部に関する事項の連絡	を
人事班	同上	総務対策部に関する事項の連絡	に，
企画班	同上	企画対策部に関する事項の連絡	を
企画班	同上	企画対策部に関する事項の連絡	に，
かごしまPR班	同上	PR・観光戦略対策部に関する事項の連絡	
商工政策班	同上	商工労働水産対策部に関する事項の連絡	を
かごしまPR班	同上	観光交流対策部に関する事項の連絡	
商工政策班	同上	商工労働水産対策部に関する事項の連絡	に，
監理班	同上	土木対策部に関する事項の連絡	を
監理班	同上	土木対策部に関する事項の連絡	に改
総務企画班	同上	国体・全国障害者スポーツ大会対策部に関する事項の連絡	

める。

別表第5知事公室対策部の部を削り，同表総務対策部の部人事班の項の前に次のように加える。

秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
-----	---------------------

別表第5県民生活対策部の部生活・文化班の項中「及び被害調査の人事班への連絡」を削り，同部共生・協働推進班の項中「共生・協働推進課関係施設の被害の調査及び対策」を「他の班の応援」に改め，同部青少年男女共同参画班の項中「青少年男女共同参画課関係施設」の次に「並びに青少年男女共同参画課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園」を加え，同表企画対策部の部世界文化遺産班の項を削り，同部の次に次のように加える。

PR・観光戦略対策部	かごしまPR班	1 PR・観光戦略対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	広報班	1 広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。
	観光班	1 観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 2 観光客の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
	世界文化遺産班	他の班の応援に関すること。

別表第5商工労働水産対策部の部水産振興班の項所掌事務の欄に次の1号を加える。

- 4 水産業を営む者に対する武力攻撃災害の復旧に係る金融に関すること。

別表第5観光交流対策部の部を削り，同表土木対策部の部の次に次のように加える。

国体・全国障害者スポーツ大会対	総務企画班	1 国体・全国障害者スポーツ大会対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
-----------------	-------	---

策部	競技式典班	他の班の応援に関すること。												
	施設調整班	他の班の応援に関すること。												
別表第6中	「工業用水道対策部	県立病院対策部	出納対策部	土木対策部	農政対策部	観光交流対策部	商工労働水産対策部	保健福祉対策部	環境林務対策部	企画対策部	県民生活対策部	総務対策部	知事公室対策部	危機管理対策部」
「工業用水道対策部	県立病院対策部	出納対策部	土木対策部	農政対策部	保健福祉対策部	環境林務対策部	商工労働水産対策部	保健福祉対策部	環境林務対策部	企画対策部	県民生活対策部	総務対策部	危機管理対策部	に改める。

この訓令は、平成29年11月21日から施行する。